

# 会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">会 議</div> ・ 打合せ ・ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">協 議</div>	文書番号	3436
		決裁期日	令和6年3月15日
名 称	令和5年度第1回安平町町民自治推進委員会		
日 時	令和6年3月1日 午前・ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">午後</div> 3時00分～4時30分		
場 所	安平町役場総合庁舎 2階大会議室		
出席者 <small>(長職位を除き敬称略)</small>	委員6名 (政策推進課) 渡邊課長、木村補佐、高橋主幹、笹山主査、吉田主事		
会議概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1. 開会</b> 委員12名中、6名の出席があり、条例第5条の会議開催条件を満たすことを確認。</p> <p><b>2. 委員長挨拶</b> ～省略～</p> <p><b>3. 議事</b> <u>(1)「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について【資料2～3ページ】</u></p> <p><b>【説明要旨】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>*第3期委員より申送りとされた本件について、意見をいただく。</li> <li>*子どもにやさしいまちづくりの具体的内容について触れるとともに、まちづくり基本条例における関連箇所などの現状を確認し、調査審議ポイントについて意見の聞き取りを行った。</li> </ul> </p> <p><b>【調査・審議のポイント】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>*まちづくり基本条例に「子ども」の社会参画などの子どもにやさしいまちの理念を盛り込む改正をすべきか。</li> <li>*別途検討される「(仮称)子ども教育環境条例」がカバーすることでまちづくり基本条例の改正は不要か。</li> <li>*子どもにやさしいまちづくり事業の実践に向けて、行政がやれること、町民がやれることはあるか。</li> </ul> </p> <p><b>【質疑応答】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>&lt;委員&gt; 安平町は子どもにやさしいまちということで、各種取り組みを行っているが、本当に子ども達が自分の意見を聞かれているのかという疑問に思う。一番重要なのは地域に住んでいる人たちの気持ちと思っている。川崎市子どもの権利条約の策定経過において、子どもも委員となっていて、その中で「大人が幸せでなければ子どもは幸せになれないので、大人が幸せなまちにしてください」と発言されていたことが印象的であった。子ども教育環境条例を作ることは良いことと思っているが、まちづくり基本条例においても子どもの参画について文言を入れても良いと考える。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>&lt;政策推進課&gt; 川崎市の例にあるように、子どもだけではなく大人も含めた考えは大切であり、そういった観点も含めて、町民全体でまちづくりに参加していけるような環境の必要性がある。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;委員&gt; 「子ども」の社会参画などの子どもにやさしいまちの理念を盛り込む改正をすべきと思う。まちづくり基本条例が平成26年に出来て、その後、日本ユニセフより「子どもにやさしいまちづくり」実践自治体として承認を得て、少しずつ子どもの権利を広</p> </div> </div>		

げてきているという状況であることから、広く「町民」という表現でまとめられるものではなく、そうした考えは良くないと思う。

子どもの権利が叫ばれている全体の流れを考えると、まちづくり基本条例第 11 条に「町民のうち、満 18 歳未満の青少年はそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」というように強調して入れていった方が良く思う。

子どもと 18 歳以上の成人とでは、まちづくりの参加方法はイコールではないと考えおり、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりの参加の仕方を工夫して、具体的にしていく必要があると思う。

安平町の広報紙やあびらチャンネルを通じて、子どもたちのまちづくりへの参画している姿を目にすることがあるが、子どもたちの視点で様々まちづくりに関する提案などもしており、その提案が実現することもあるという感動というか力が小さいうちから経験しておくことで 10 年後 20 年後の安平町の力になっていくと思う。

また、行政がやれることについて、いじめがあった時に子ども議会やいじめ撲滅宣言など会議をやっていて、生徒会の役員など一部の生徒しかいない状況であったと認識しているが、子ども会議をやるにしても一つできるだけ多くの子どもたちの意見が発表しやすくできるような状況、授業の中で意見を言えるような状況を作っていくことが必要と思う。そのほか、1 年に数回、子ども広報のようなものがあったらいいと思うのと「子どもにやさしいまちづくり」に関する周知・PR もかねてモニタリングなどがあっていいと思う。

町民がやれることについては、地域での様々取組み、支援、普段のあいさつなどから子どもたちを守っていくことが重要と思う。子どもたちとの世代間での交流や交通安全など多くあるのだと思う。

#### <政策推進課>

まちづくり基本条例に「子どもやさしいまち」の理念に基づいた改正が必要という意見をいただき、その他具体的な案などもいただいております、貴重なご意見として検討材料にさせていただきます。

#### <政策推進課>

本日欠席された委員からも事前にご意見をいただいております共有させていただきます。子どもたちが地元企業に勤めたいと思えるような企業を目指していく必要があると思うのと、地元企業に勤めたいと思うような教育を町としてもやっていくことで、それがゆくゆくは子どもにやさしいまちづくりに繋がっていくのではというご意見をいただいている。

#### <委員>

学校の教育の中に子どもの意見を取り入れる場を設けるといのは大事なことと思う。あびら教育プランで協力隊が中心に様々な活動・事業を行っているが、参加しない子や参加できない子がいて、親がさせてあげようという意識がなければ難しいと思う。よって、行政は学校教育の中に、子どもの意見を拾えるような場を盛り込んでいくことは重要であると考えます。

また、町民が子どもたちに出来ることに関連して、子どもだけではなく親も少なくなってきたり、様々な行事が縮小傾向にある。そういう面もあり、親だけではなく地域の方々も巻き込みながらやっていければと思うが、そこを行政が繋げていくような仕組みを構築すれば、子どもが地域に親しみを持って入っていくことができるのではないかと。

#### <委員>

P T Aの中で思うことは、私達が育った時代の学校と保護者との在り方などかなり変わってきているということ。地域の活動や見守りの活動も含めて、学年委員も廃止となったりして、保護者だけではなく先生も働き方改革によって環境が変わってきている。そういった中で、今の時代に適合した新しい P T A の形を模索しているところであるが、地域学校協働本部が今後立ち上がったりと、部活動も地域に移行されたりと、地域として学校を支えていかなければいけないという時代が来ている。

そうしたことを例として、おのずと行政や町民がやれることというのは、時代の流

れを受けて進んできていると思うので、基本条例についても改正していくことが大事なのかなと思う。

(2) 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について【資料4ページ】

【説明要旨】

- \* 第3期委員より申送りとされた本件について、意見をいただく。
- \* 成年年齢が20歳から18歳へと引下げとなったことに伴う年齢要件の変更や民法改正に伴う安平町の対応について触れ、町民参画推進条例及び町民自治推進委員会要綱について年齢引下げが必要かについて意見の聞き取りを行った。

【調査・審議のポイント】

- \* 条例の見直しの必要性について
- \* 若い方の町民参画、まちづくりへの参加について
- \* 18歳以下の子どもを町民政策提案制度・自治推進委員の対象とすべきか

【質疑応答】

<委員>

18歳以下の子どもの意見も貴重な意見と思う。そのような意見をできる場合は必要と認識しているが、年齢に応じた対応が必要と思う。

<委員>

第3期委員の申送りの付帯意見にある「子どもにやさしいまちの理念との矛盾が生じる」とはどのような意味か。

<政策推進課>

子どもにやさしいまちづくりを掲げているのに、年齢を18歳で区切るのが矛盾しているのではないかというもので、年齢制限を撤廃してもいいのではというご意見もあった。

現行制度では満20歳以上となっており、それを0歳からとすると実務面や運用面で本当に意見ができるのかという部分もあったりして、第3期委員の中で方向性を出すのは難しいとの判断で申送りとなった経過がある。

<委員>

意見を述べるには責任が伴うため、年齢の制限は必要と考える。責任を持たなければならない人が集まる場がこうした委員会なのだと思う。

<政策推進課>

八木委員も先ほど発言されていたと思うが、年齢に応じたまちづくりの参加というところに通じるということで、それが18歳までという認識でよいか。

<委員>

子どもの意見を聞くということと権利は別と思うので、18歳以下の子どもは対象としない方が良いのではないか。

資料についてだが、成年年齢の引下げに伴う主な年齢要件の変更について、もう少し詳しく掲載してほしかった。

成人年齢の引下げにあたり、その整合性を図るため条例の見直しを行うことが必要と思う。

質問となるが、町民政策提案制度の第9条に「町内に住所を有する10人以上の連署」と書いているが、これには外国人も含んでいるか。外国人も含むということを明記しておく必要はないか。

<政策推進課>

町民参画推進条例において「町民」とは何かを定義しているが、そこでは「町内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体」とされており、町民の範囲を広げて多くの方が対象となるように配慮するようにすることとしている。

<委員>

質問となるが、まちづくり基本条例の第9章「町民自治推進委員会と実行性の確保」と「実効」ではなく「実行」を使用している意図は何か。

また、自治体や姉妹都市、民間企業との連携などが多くなっているかと思うが、まちづくり基本条例にどこかに謳っているのか。

<政策推進課>

締結に関する条例はない。基本的には町と企業などと協定を締結しているもので条例に基づいて行っているものではない。

実効性と実行性の部分については、持ち帰らせていただき、今後回答差し上げる。

<委員>

裁判員裁判や選挙権が18歳までに引き下がっているので、こちらも18歳までとするのが自然なのだと思う。18歳であれば町民自治推進委員として無作為抽出により選ばれてもやるやらないの判断・意思を示せると思うので、問題ないのではないかと思う。

**(3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について【資料5～10ページ】**

町民参画の実施状況について、10～11ページの表に沿って説明。

**【質疑応答】**

<委員>

資料について、説明する項目だけ抜粋するなどしても良いと思う。

<政策推進課>

次回以降資料の見せ方について工夫したい。

**(4) その他**

次回会議開催時期、委員報酬について事務局から説明。

\*今回、各種ご意見をいただいたので、次回以降整理できればと考えているが、第4期委員の任期も令和6年7月までということもあり、提言の整理も進めていければと思う。

\*残り1～2回程度開催できればと考えている。

以上